

常磐ポンプ場No.1 汚水ポンプ吐出弁更新工事

特記仕様書

平成30年度

四日市市上下水道局

第1章 総 則

第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等に基づき受注者の責任施工とし、現場を実測のうえ、工事に必要な承諾図を提出し、発注者の承諾を得た後、工事施行に着手するものとする。また、特許権や実用新案権等の知的財産権を十分理解し、関係法令を順守するとともに、それらの権利使用等に関しては事前の調査を行い、受注者の責任において対応すること。
2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。仕様書等の優先順位は下記のとおりとする。
 - (1) 打合せ等により決定した事項
 - (2) 特記仕様書
 - (3) 日本下水道事業団発行図書
3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を発注者に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5 百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10 日以内とする。

完成時は、工事完成後10 日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10 日以内とする。
5. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
6. 隣接工事または関連工事がある場合は、その工事の受注施工者等と相互に協力し、施工すること。
7. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は発注者の指示に従うものとする。
8. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
9. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
10. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。

- 1 1. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
- 1 2. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者へ報告のうえ実施しなければならない。
- 1 3. 受注者は、工事請負代金額5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事請負契約締結後1 ヶ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000 以上とする。なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がある場合は、理由書（他の退職金制度に加入していることの証明ができるものを添付）を提出し発注者の了解をもって共済証紙の購入を不要とすることができる。
- 1 4. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）等に必要な応じて付さなければならない。工事着手時から工期末に1 4 日以上加えた期間とする。
- 1 5. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
- 1 6. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所等を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。
- 1 7. 現場代理人、監理技術者、専任の主任技術者は腕章等を着用し、他者からも容易に区別できるようにすること。

第2節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。
 - ・既存施設及び機器の状況を把握すること。
 - ・既存施設への設備増設であるため、既存施設及び設備との整合性や制御方法について十分に注意すること。
 - ・引き渡し後に受注者の故意又は重大な過失により瑕疵が発生した場合は、受注者は自らの負担で対応しなければならない。
2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させる

こと。

4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等にかかれた数値が相違する場合、受注者は発注者に確認し、指示を受けなければならない。
5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないように必要に応じ措置を施すこと。
6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第3節 提出書類

1. 承諾申請図書 2部
2. 工事写真 1部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさにA4 用紙に印刷し、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

発注者と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

打合せ内容

4. 完成図書

(1) 内容

工事概要

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

工事写真（修繕の場合）

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

官公署等への届出（写し）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

（２）作成要領

A4黒厚表紙（折込）（金文字）２部

A4縮小版 ２部

電子ファイル（CD 等） ２部 厚さ10mm程度のケースに入れ完成図書に綴じこむこと。

（A4 判製本・電子ファイルの内容については発注者の指示による。また、部数については打合せにより決定したものを最優先とする。）ただし、完成検査時は、パイプ式ファイル等で作成してもよい。また、完成図書・電子ファイル（CD等）については、認定後にすみやかに提出してもよい。

第４節 工場検査等

発注者が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて発注者立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。発注者による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、使用計器校正記録、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に発注者が指示した場合は省略することができる。）

第５節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、発注者が承諾したものは、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水、薬品等は、事前協議のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第６節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8 条第6 項の規定により本市の検査室長が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第7節 環境配慮事項

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第8節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

※本建設工事の種類は、機械器具設置工事である。

【 注意事項 】

下記の事項を遵守のこと。

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

以 上

〔別紙〕 個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（施工者の義務）

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第2章 一般仕様

第1節 工事目的

本工事は、常磐ポンプ場 No. 1 汚水ポンプ用吐出弁(以下、開閉機含む)を更新するものである。

第2節 工事概要

本工事は、常磐ポンプ場 No. 1 汚水ポンプ用吐出弁(電動仕切弁φ400mm)の製作据付工事、基礎工事等を行い更新するものである。工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、据付工事等を行うものとする。

第3節 構造概要

本工事で設置する機器の構造は、次章に記載するとおりとする。

第4節 総則

本工事は、契約書、設計書、本特記仕様書及び参考図等により施工する。

なお、本仕様書に記載されない仕様等については、日本下水道事業団「機械設備工事一般仕様書(最新版)」および「電気設備工事一般仕様書(最新版)」によるものとする。なお、打合せ等によって決定した事項が最優先するものとする。

第5節 工事概要

本工事は、吐出弁に係る機械設備工事を施工するもので、詳細は、本特記仕様書及び参考図等によるものとする。

工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付を行うものとする。

第6節 共通事項

1. 一般事項

規格、基準等の主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 電気設備に関する技術基準を定める省令および内線規程
- (2) 日本工業規格(JIS)
- (3) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (4) その他関連法令、条例及び規格、及び事業団発刊基準類

第7節 電気方式

1. 使用回路電気方式(電圧は公称電圧を示す)

電動機用 3φ3W、AC220V（60Hz）、制御用電源AC100V

原則として、上記の回路方式とするが、その他特に必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。

2. 単位

基本単位、誘導単位及び補助計量単位は計量法によることを標準とする。

3. 使用状態

- 1 標高 300m以下
- 2 周囲温度 最高40℃
- 3 その他

製作に当たっては、現地を充分調査し適切に対応するものとする。

第3章 機器仕様

3-1 No.1 汚水ポンプ用吐出弁

1. 使用目的

本弁は、No.1 汚水ポンプの吐出側に設け、汚水の止水、流量調整等に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	電動仕切弁	短面間二床式
(2) 口径	φ 400mm	
(3) 使用圧力	0.20MPa	ポンプの吐出圧力
(4) 電動機出力	1.5kW	
(5) 周波数	60Hz	
(6) 電圧	220V	
(7) 開閉速度	0.2m/min 以上	
(8) 電動機定格	15 分以上	
(9) 台数	1 台	

3. 構造概要

本弁は、No.1 汚水ポンプの吐出側に設け、汚水の止水、流量調整等に使用するもので、作動確実にして、摩耗、腐食に耐え閉鎖時に漏水がなく異物等の噛込みの少ない構造とすること。

4. 製作条件

- (1) 流入水はスクリーンを通過し、砂等を除去した汚水とする。
- (2) 通常の弁の操作は電動開閉式とする。
- (3) 吐出弁の面間は既設吐出弁(470mm)に合わせることを。

5. 各部の構造

- (1) 弁本体は JIS B 2062 に準ずること。
- (2) 電動の場合の全開閉速度は、0.2m/min 以上とする。
- (3) 電動機の回転は平歯車及びウォーム歯車により減速し、歯車は良質強靱なる材料を使用して製作し、効率よく確実に動力伝達を行うものとする。
- (4) 電動、手動切替装置を備え、手動操作の切替は人力にて簡単にでき、手動操作中は電動操作ができないように電気回路を遮断する構造とする。また、電動時には手動ハンドルは回転しない構造とする。
- (5) 電動開閉機は全開、全閉リミットスイッチ及びトルクスイッチを設け、スペースヒータを内蔵すること。

- (6) 開度指示はダイヤル式とし、開度発信器（R/I 変換器内蔵形）を設ける。なお開度指示目盛は％表示とする。

開度速度は適当な速度を選定するものとする。

- (7) 電動操作機はグリス潤滑密閉形とする。
- (8) 電動機の仕様は、屋外全閉防まつ形・空冷外被表面冷却自冷形、15 分定格以上、4P、ブレーキ有とする。

6. 使用材料

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 弁箱、弁体 | FC200 以上 |
| (2) 弁棒 | SUS403 又は SUS304 |
| (3) 弁座 | SUS304、SUS403 |
| (4) 中間軸 | SUS403 又は SUS304 |
| (5) ロッド | SUS304 |
| (6) 割継手 | FCD |

7. 運転・操作概要

- (1) 電動開閉の場合

弁全開、全閉時はリミットスイッチによる停止を行う。ただし、異常トルク発生の場合はトルクスイッチにより電動機を停止するとともに、警報を発する。

- (2) 手動開閉の場合

手動ハンドル付属の切替装置を手動にし、手動操作で弁開閉を行う。電源は同時にインターロックされる。

8. 試験、検査

機械設備工事一般仕様書による。

9. 塗装

機械設備工事一般仕様書による。

10. 据 付

据付けに当たっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については機械設備工事一般仕様書による。

11. 他工事との区分

- (1) 土木、建築工事との区分

原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。

- (2) 電気設備工事との区分

開度発信器、リミットスイッチ、集合端子箱又は接点箱は二次側の配線とともに本工事に含む。

また、それ以降（一次側）の配線及び受信器は既設流用とする。

12. 標準付属品（1 台につき）

- | | | |
|-----|-----------|----|
| (1) | 基礎ボルト・ナット | 一式 |
| (2) | 中間軸及び軸継手 | 一式 |
| (3) | その他必要なもの | 一式 |

第 4 章 複合工

4-1 基礎工

(1) 基礎工仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	数量	備 考
1	No. 1 汚水ポンプ用吐出弁 開閉機基礎	ポンプ室	図面による	1 式	
2	No. 1 汚水ポンプ用吐出弁 基礎	ポンプ室	〃	1 式	

(2) 基礎施工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

4-2 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3) 機器改築に関わるコンクリートのはつり、復旧は本工事に含む。

第 5 章 撤去工

5-1 撤去機器

(1) No. 1 汚水ポンプ用吐出弁

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	外ネジ式電動スルース弁	
(2) 口 径	φ 400mm	

(3) 電動機出力	1.5kW	
(4) 製造番号	75S-294/5710935-1	
(5) 台数	1台	

5-2 撤去基礎工

(1) 撤去基礎工および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	数量	備 考
1	No. 1 汚水ポンプ用吐出弁 基礎	ポンプ室	図面による	1 式	

(2) 撤去基礎工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3) 特記事項

- 1) 詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2) 数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

第 6 章 工事仕様

第 1 節 工事範囲

1. 機器の製作・搬入・据付工事および既設配線の信号種類調査および接続

- (1) No. 1 汚水ポンプ用吐出弁(開閉機含む)の製作・搬入・据付工事
- (2) 機器基礎(吐出弁、開閉機)工事
- (3) 既設配線の接続先・接続元の調査および結線

現在、開閉機側の既設配線を離線(端末処理済み)してあるため、既設配線と各種盤(コントロールセンター、継電器盤、計装盤など)との導通・電圧・相の回転方向などの信号等種類調査を行うことで既設配線の接続先・接続元を明らかにした後に、既設配線と新規開閉機(電動機および制御線)を接続する。

2. 既設設備の撤去工事

- (1) 既設 No. 1 汚水ポンプ用吐出弁・開閉機の撤去。ロッドは既に外して有り、割継手 2 個と共に既設開閉機周辺に保管してあるので、撤去した吐出弁・開閉

機と共に適法処分の事。

(2) 既設機器(吐出弁)基礎の一部撤去・改修。

3. 撤去及び更新時の仮設

(1) 吐出弁前後への配管フランジ部にカバープレート等を設置して汚水を止水すること(機器更新後、清掃の上ポンプ場で保管する)。

(2) 流入側は既設手動弁により止水を行うものとする。

(3) 吐出弁の前後の配管支持(既設吐出弁の撤去時、吐出弁の前後配管が片持ち状態になるため、フランジの損傷を防ぐように配管支持を行う。)

4. 機器工場試験、検査 1 式

5. 試運転調整 1 式

6. その他必要事項

第2節 施工条件

1. 施工時間

当該ポンプ場は稼働しているため、汚水配管の開口を伴う工事は平日9時～16時の間の4時間以内とする。工事日数が数日に及ぶ場合でも一日当りの作業時間は4時間以内とする。4時間以内に作業が完了しない場合は配管の開口箇所をカバープレートで塞ぐものとする。

(施工手順の一例)

(1) 一日目

① 既設吐出弁撤去

② 既設吐出弁撤去後の配管フランジにカバープレートを取り付ける。

③ 吐出弁基礎の改修および養生(カバープレートで配管が塞いであるため工事時間4時間以内の制約は無いため翌日作業も可)。

(2) 二日目

① 新設吐出弁取り付け。

但し、新設吐出弁は全閉とし、No. 2、3ポンプ稼働時の汚水が新設吐出弁への回り込み時に対応する。

(3) 三日目

① 操作部と新設吐出弁との接続

配管の開口が伴わない場合、工事時間4時間以内の制約は無い。

2. 既設クレーン

常磐ポンプ場 1 階天井には床上運転式クレーン(20t)が設置されているが、今回の施行対象である吐出弁および開閉機を設置する位置が当該クレーンのリミットを越える範囲であるため吐出弁・開閉器の搬入・据付時に使用するには不適。

3. 床清掃

既設吐出弁撤去時に配管内に残った汚水をポンプ室内の釜場まで移送し、釜場内の既設汚水返送ポンプにて汚水槽に返送する。但し、ポンプ室床に汚水がこぼれた場合は清掃を行うこと。

4. 機器搬入用吹き抜けおよび将来用ポンプ取り付け開口

使用する場合は、転落防止の為に一日の作業完了後に毎日復旧する事。

5. 新設吐出弁の前段の手動式スルース弁について

吐出弁の前段に設置されている手動式スルース弁が経年劣化のため止水しきれない可能性があるので、施工前または既設吐出弁の撤去時に市と手動式スルース弁の止水状況を確認する事。

第3節 工事施工

- (1) 機器の据付け及び配管等は、機械的、電氣的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なよう施工すること。また、詳細な位置の決定は、十分検討した上で施工図を作成し、承諾を得てから施工すること。
- (2) 本仕様書等で明らかなでない部分は、打ち合わせによるものとする。
- (3) ポンプ場運転員と十分に打ち合わせを行いポンプ場の維持管理に支障をきたさぬよう配慮すること。
- (4) 工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、現地の把握に努めると共に他工事等とも協力し、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、現地に据付の上、所定の配線配管工事を行うものとする。
- (5) 工事施工にあたっては、機械的、電氣的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なように施工するものとする。
- (6) 本工事に必要とする仮設設備・仮設工事は本工事の範囲とする。
- (7) 本工事施工後のポンプ場の清掃を行うこと。
- (8) 本工事を施工するために必要な建設機械その他機器の搬出入は、本工事の範囲とする。
- (9) 本仕様書等で明らかなでない部分は、打ち合わせによるものとする。

【参考図一覧】

M-1 位置図および敷地内入口寸法図

M-2(1/2)およびM-2(2/2)

既設撤去図 兼 工事対象(新設、改修)箇所図(1 / 2 および 2 / 2)

E-1 吐出弁用開閉機 既設配線図

E-2 1階平面図(コントロールセンター等配置図)

第4節 位置の決定

機器の据付け及び配管経路の詳細な位置の決定については打ち合わせの上、承諾図にて決定する。

第5節 特記事項

- (1) 本工事は稼働中のポンプ場での施工であるため、機器据付、配線配管工事、その他関連工事の施工にあたっては現場運転員等と調整し、ポンプ場の運転に支障を来さないよう対策を十分考慮したものとする。また、現場施工の工程も十分考慮したものとする。
- (2) 本工事は稼働中のポンプ場での施工であるため、ポンプ場の設置目的より、降雨時の異常な流入が有った場合、施工中であっても汚水を流入させる可能性がある。したがって、工事材料、仮設機材などがポンプ場の運転に支障を及ぼさないよう十分考慮したものとする。
- (3) 接水部、水中部において異種金属間の接続となる箇所がある場合は、絶縁ボルト等を使用し、異種金属間の腐食対策を行うものとする。
- (4) 機器は、製作後、現場搬入時まで受注者の責任において保管すること。
- (5) 工事施工に伴う発生品は、適正に処分すること。
- (6) 本工事の施工場所には民家、企業などが隣接しているため、工事施工に伴い発生する騒音、振動等に対する周辺環境対策には特に注意を払うものとする。なお、周辺環境対策は受注者の責任において実施するものとする。
- (7) 周辺住民の生活環境に影響を及ぼす恐れのある騒音、振動等を伴う作業は、夜間、休日（土曜日、日曜日及び祝祭日、年末年始）には行わないことを原則とする。また、騒音、振動等に対する配慮、調整は受注者の責任において実施するものとする。
- (8) 工事施工に伴い公道等を使用する必要がある場合は、関係各署との調整及び適切な手続きを取り、十分な安全配慮を行うこと。

なお、本工事の施工場所周辺の公道は狭隘なため、工事施工に伴い大型車両等を使用する場合は、事前に十分な下見を行い、適切な搬入計画を作成し、通行人及び周辺住民

等の安全確保を図るものとする。

- (9) 別途発注の関連工事として、平成 3 0 年度に電気設備工事が同時期に並行して施工される予定であり、その場合は、当該工事の受注者間における工程管理、安全管理、周辺環境対策等の連絡、調整等を目的とした安全協議会を設置すること等により、連絡、調全体制を確立し、受注者が相互に協力し、安全かつ効率的な施工ができるように配慮すること。
- (1 0) 機器の現場搬入等に伴う大型車両等による公道等の使用は、別途発注の関連工事における受注者が相互に協力・調整し、公道等の使用を最低限に抑えるように配慮すること。
- (1 1) 本工事の施工場所には高圧電線が隣接しているため、工事施工にあたり関係各署との調整及び適切な手続きを取り、十分な安全配慮を行うこと。
- (1 2) 本工事の施工に伴い発生する次の費用は本工事に含む。
 - ・コンクリート殻運搬・処分 1 式

以 上